

満洲事変期における 中ソ不可侵条約の提起と挫折 ——「満洲国の承認」をめぐる確執——

松 本 和 久

はじめに

満洲事変の発生とそれに伴う「満洲国」の成立は東アジアにおける国際関係に大きな影響を与えた。それは中ソ関係とても例外ではなく、1929年以来国交を断絶していた両国の関係は、ウィーンで顔恵慶・軍縮会議代表とリトヴィノフ（М. М. Литвинов）外務人民委員の交渉により1932年12月、復活が宣言された。中国にとってこの国交回復の原動力となったのが、日本の脅威に対してソ連と共同で対処しようという「聯ソ制日」論である。これは具体的には、ソ連との同盟関係を意味する中ソ不可侵条約の締結という形での実現が期待され、翌1933年の年明けから交渉が開始されたことを指す。ところが、この条約交渉は1933年の11月に中国側から停止が通告されたのである。本稿では、高い期待を持って始まった条約交渉が行き詰った理由を検討する。

1930年代初めのソ連外交については、満洲事変に衝撃を受けたソ連が紛争を回避するために、日本に対して不可侵条約の締結を提議した、また中東鉄道の売却に応じた等、譲歩する態度を見せたことが多くの先行研究によって知られている⁽¹⁾。毛里和子はソ連政府が周辺諸国との「安全保障体制」の形成を行う一方、コミンテルンは社会主義ソ連の擁護を第一義的任務とし、満洲での反日統一戦線への指導を行った点に注目している⁽²⁾。

本稿で扱う中ソ不可侵条約交渉中断の原因として、平井友義は日本の反応を懸念した国民政府が対ソ接近の深まりを恐れ、ソ連側の提議に熱意を示さなかったことを挙げている⁽³⁾。また、王真はこ

の問題に関し、中国外交の対日妥協的態度と親英米的な方針、そしてソ連の中国共産党への支援が、中ソ関係の悪化につながったとしている⁽⁴⁾。

近年国民政府の外交史について精力的に論考を発表しているのが、鹿錫俊である⁽⁵⁾。鹿は国民党内部の文献を豊富に用いながら、ソ連の対中態度の変化（中東鉄道の売却、新疆省との秘密協定、中国共産党への支援等）が、中国の「聯ソ制日」への期待を裏切ったことを、国民党の対ソ論調の変化から詳述している⁽⁶⁾。しかし、鹿の研究ではロシア語史料の利用が少ないために中国側からの一方的な視点に立っており、ソ連側の意思決定までは論じられていない。また、麻田雅文は中東鉄道の経営史研究の面からこの問題に言及し、「満洲国」が計画していた新路線が中東鉄道の経営を悪化させる可能性があったために、ソ連が同鉄道の売却を決定したという経済的側面を提示しているが、中東鉄道の売却が不可侵条約交渉の停止につながったという見方は崩していない⁽⁷⁾。

国際機関の「満洲国」への対応を検討したものとして、ジョナサン・ハスラムの研究が挙げられる。ハスラムはソ連の融和的な政策に加えて、ソ連の国際連盟への対応を指摘している。1933年2月24日、国際連盟は日本への非難を決議し、「法的」にも「事実上」でも「満洲国」の不承認を各国に求めることになった。ドラモンド（James Eric Drummond）事務総長はこのことをソ連にも要請したが、リトヴィノフは中立の維持という理由からこれを拒否した⁽⁸⁾。ハスラムはそれ以上この交渉に言及していないが、「法的」、「事実上」という術語には注意を要する。なぜなら、これは国際法における国家承認の方式を示す用語であり、採用する方式により「満洲国」への態度が反映されるためである。ソ連は「満洲国」非承認に対して留保する、言い換えれば何れかの形で承認する可能性を残そうとしていたとも考えられよう。

さらに国際法の側面から「満洲国」承認の問題を検討したのは、一又正雄である。一又はソ連と「満洲国」との交渉を分析し、ソ連が「満洲国」領事を受け入れた1932年9月を以て「事実上の承認」

を与えた時期と考え、この決定の背後には外交上の必要からその事実を明確にせず、情勢の変化を待つという意図があったと指摘している⁽⁹⁾。

このように先行研究を整理すれば、論点是对日関係におけるソ連の劣勢、国民政府の対日妥協策、ソ連の対満政策に集約できるだろう。これらの論点を踏まえて筆者が追究するのは以下の二点である。第一に、ソ連の「満洲国」承認に関する研究は一又により戦時中発表されたものが挙げられる程度であり、資料的制約からその経緯は明らかにされていない。本稿では、戦後公刊された外交文書及び新聞等の史料から可能な限り、その経緯を詳述する。第二に、中ソ間の条約交渉の研究に不可欠であった草案も近年ロシア及び台湾双方で情報公開が進展したことにより、その分析が可能になった。この草案を比較検討することにより、交渉中断の原因となった両国の外交目標の差異を明らかにする。

1. ソ連による「満洲国」の「事実上の承認」

1907年の第一次日露協商で日露が中国東北地区の南北を境として勢力分割に合意していたことに見られるように、満洲事変発生直前まで、同地区は日ソの境界線としての性格を有していた。満洲事変が経済的、領土的な野心に加えて、ソ連に対して先手を打つために起こされたことは、石原莞爾や板垣征四郎の手記からも読み取れる。ソ連は第一次五ヵ年計画によりシベリアへ重点的に投資を行っていたが、極東における戦備は決して盤石といえるものではなく、満洲事変勃発後、ソ連は日本を極度に警戒する態度をとった。1931年9月26日付の『イズヴェスチヤ』で、ソ連政府は日中両国に事変の原因があるとして、「一切の軍事的干渉及び戦争の危険に反対」を表明し⁽¹⁰⁾、スターリン(И. В. Сталин)は事変に対して「厳正中立」を徹底させ、「対日挑発」を厳禁する政策をとった⁽¹¹⁾。関東軍との衝突を避けるため、11月11日、共産党政治局のスターリン書記長、モロトフ(В. М. Молотов)人民委員会議長は中東鉄道幹部に対して「中東鉄道守備隊を付属地における作戦行動に利用させない」、

「中東鉄道を日中の部隊輸送に使用させない」よう指示を出している⁽¹²⁾。

このころ日本外務省と陸軍は、ソ連は表立って行動しない代わりに、中国の現地軍を支援しているのではないかと疑っていた。例えば、ハルピンの日本軍当局は11月12日、赤色パルチザンがアムール地方から進入していると発表した⁽¹³⁾。また、日本の新聞では「中国人、朝鮮人から成る国際共産軍が満洲に入っている」という未確認情報が報道された⁽¹⁴⁾。こうした報道に対してリトヴィノフは11月14日、広田大使に声明書を手交し、「『支那人及朝鮮人共産軍』がブラゴヴェシチェンスクから出動したという情報に対して、ソビエト政府は中国との国際条約及び、他国の主権・独立を尊重する平和政策より生じる厳正不干渉政策をとる」と声明した⁽¹⁵⁾。ソ連による中国支援の否定や兵員輸送拒否等の事実は、ソ連が如何に日本との衝突回避に腐心していたかを示すものである。

侵略を受けた中国政府は周囲の列強に対して、抵抗への協力、そして「満洲国」の不承認を要求した。アメリカは1932年1月に、「日本による侵略の結果を認めない」とする、「スティムソン・ドクトリン」を発表したものの、日本に対する外交上の圧力を加えることには消極的であった。他のヨーロッパ諸国では、イギリスは日本を消極的に支持、フランスもアメリカへの同意を示すのみで具体的な行動をとることはなかった⁽¹⁶⁾。

では、ソ連は満洲事変をどのように見ていたのだろうか。これを示すのが事変に対するソ連の見解をまとめた『満洲占領と帝国主義者の戦争』（1932年）という論文集である。この中で、初期の中国共産党を指導した人物として知られるヴォイチンスキー（Г. Н. Войтинский）は「満洲の奪取と帝国主義の政策」と題し、次のように述べている。「満洲事変の背後には、アメリカ、ドイツ、イギリス、日本等諸国の緊張した関係がある。……満洲事変は帝国主義の中国革命への新たな攻撃の表れであり、このことにより深刻化しつつある危機からの出口を探そうとしている。また、満洲事変は世界的な経済危機の結果であり、[事変が] 危機の深刻化に影響を与え

る」⁽¹⁷⁾。

また、太平洋問題の専門家であったアヴァーリン (В. Я. Аварин) は「満洲占領と反ソビエト干渉の危機」という論文で「日米帝国主義の激しい対立は、同時に、また、大規模に、反ソビエトの行動の脅威を強めているというのが、この事件の弁証法である。……満洲の奪取は、反ソビエト戦争を開始する可能性がある」⁽¹⁸⁾と述べた。

これらの論文からソ連は、事変は満洲における資本主義国の対立の結果であり、日本によって占領された満洲が自国にとっての脅威となると見ていたことが推察できる。こうした見方は、日本への大幅な譲歩となって現れた。1931年12月31日、リトヴィノフとカラハン (Л. М. Карахан) 外務人民委員代理は、外相就任のため帰国途中モスクワに立ち寄った芳澤謙吉駐仏大使及び広田弘毅駐ソ大使に日ソ不可侵条約の締結を提議した。リトヴィノフはその理由を「外国の軍国主義的及び冒険的分子中、日ソ関係の悪化を策動するものがある」と説明したが、芳澤は軍部の反対を考慮して即座の回答を避けた⁽¹⁹⁾。ソ連は1920～30年代にかけて、フランス、ドイツ、フィンランド等の周辺国と不可侵条約、中立条約を多数締結しており、日本との不可侵条約締結もこの延長線上にあるものと考えられる。しかし、日ソ不可侵条約に対する日本の態度は終始冷淡なものであった。1932年1月12日、トロヤノフスキー (А. А. Трояновский) 駐日大使は犬養毅首相に締結の意向を打診したが、犬養は「歴史上侵略を行ったのは常にロシアであり、日本は何ら対口侵略のような意図はない」と言い、拒否の姿勢を示した⁽²⁰⁾。3月16日、リトヴィノフはジュネーヴで出張中の松平恒雄駐英大使にも条約交渉を提議したが、松平は「他国の猜疑を蒙るような取り決めは却って面白くない」として否定的な態度を示した⁽²¹⁾。日本がソ連の提案を拒否し続けた理由は明らかではないが、後に芳澤謙吉は「陸軍は日本の最大最強の政党であった。この政党が頭を横に振れば何事も出来ない」と回想しており、南守北進をスローガンとする陸軍が不可侵条約に冷淡であったことを理由に挙げている⁽²²⁾。特に、斎藤、犬養内閣で陸軍大臣であった荒木貞夫は強硬な反ソ主義者として知られてい

た⁽²³⁾。

ソ連の対日政策の目標は日本との衝突の回避にあり、不可侵条約締結は国際法の側面からこれを実現するものであったが、「満洲国」に対しても外交の現実的な側面から同様の行動を行っていた。その端緒が以下に示す「馬占山通電事件」⁽²⁴⁾である。満洲事変の展開中に、日本軍との戦闘を展開していた黒龍江省の軍事指導者、馬占山は1932年2月7日、日本側と会見して日本側に従う意思を示し、2月24日黒龍江省長官に就任した⁽²⁵⁾。しかし、日本側との会談に不満を抱いた馬は、4月にチチハルから黒龍江岸の都市、黒河に脱出し、日本との会談を暴露する電文を報告する計画を立てた。当時満洲・中国間では通信が断絶しており、中国本土への電文送信は困難であったため、馬は代理人を黒河対岸の都市、ブラゴヴェシチェンスクに派遣し、ソビエトの当局者と協議に当たらせた。その結果、ソ連側はカラハンの回答として馬の電文を一旦モスクワに送信した後、上海に転送する許可を与えた⁽²⁶⁾。馬は4月12日、全国に向けて「屈辱を耐え忍び情勢の動きを見た上で、再度抗戦に立ち上がった」と日本への抵抗を宣言する通電を発した。さらに、翌13日には国民政府宛てに関東軍や「満洲国」の実態を暴露する通電を行った⁽²⁷⁾。馬の一連の通電は中国の輿論を沸かせたが、この通電に待ったをかけたのが当のソ連である。実際に電報を暗号化して送信したのは、ブラゴヴェシチェンスクに駐在していた権世恩⁽²⁸⁾という領事であったが、スラヴツキー（М. М. Славутский）駐ハルピン総領事は4月6日、吉林交渉総局総辦の施履本に対して「中国領事がソ連・満洲間の関係を悪化させる疑わしい行動をとっていることを考慮し、他の人員との交代を求める」という照会を送付し⁽²⁹⁾、20日にも同様の要求を行った⁽³⁰⁾。

満洲の邦字紙に掲載された17日モスクワ発の情報によれば、外務人民委員部は「満洲国」政府に対して駐ブラゴヴェシチェンスク領事の召還・更迭を要求し、同領事の暗号電報発送を一時停止するよう命令した⁽³¹⁾。一部新聞はこの事実を以て、ソ連が「満洲国」を承認した証拠として報道した⁽³²⁾。馬占山への態度の変化を示すソ

連の公式文書は現在のところ未見であるが、その一端を示すのが4月22日長春発の情報である。これによると、「ソビエト当局が領事更迭を満洲国に要求したのは、馬占山がリットン調査団宛ての電文を発信したことによる、満ソ国交への影響を考慮した結果」とされている⁽³³⁾。また、4月27日長春発の情報では、「満洲国」外交部は駐ブラゴヴェシチェンスク領事を内政攪乱のために、身柄引渡しをソ連に要求する決定を行ったという⁽³⁴⁾。ソ連が馬の行動に神経を尖らせたのは、前年秋に、日本は馬の背後にソ連の支援があるとみて、ソ連を強く批判していた点にあると見るべきであろう。ソ連による馬支援の事実の有無は不明であるが、ソ連指導部が、馬を支持する行動が対日政策にとって不利になると考え、転換を命じたことが考えられる。

この事件を契機として、「満洲国」の存在をなし崩し的に承認する動きは、後の領事関係でも見られた。中国紙に掲載された5月27日ハルビン発の情報では、「ソビエト政府は満洲北部における情勢を有利にするため、ブラゴヴェシチェンスク、ハバロフスク、ウラジオストック、チタに駐在する国民政府の各領事を退去させ、満洲国に代替の領事の派遣を要求している」とされた⁽³⁵⁾。翌28日奉天発の情報では、スラヴツキー総領事は「1. 日本人が駐ブラゴヴェシチェンスク領事館に、副領事その他の館員として駐在することにソ連は異議はない。2. ハバロフスク、ウラジオストック、チタの各領事館に『満洲国』政府が新領事を任命することを認め、中国領事の駐在を認めない」という談話を発表したと伝えられた⁽³⁶⁾。

ソ連は表向き「満洲国」を侵略の結果として言明していた。では、国家としての実態を如何に見ていたのだろうか。その一端を示すのが、スラヴツキーが6月4日に外務人民委員部へ送った報告である。「『申報』特派員の報道によれば、ソ連領内での領事館開設についてソビエト総領事（引用者註：スラヴツキー駐ハルビン総領事を指す）との交渉が行われている。まず、領事館はブラゴヴェシチェンスク、チタ、ウラジオストックの満ソ境界（граница）附近の地点に開設される。恐らく、これらの都市の領事館は満洲国領事館と改称される

だろう（原文註：現在は東北中国の領事館である）……満洲にあり，南京政府に属する機関は，次第に満洲国政府の権限に従うようになる。間もなく，郵政，海関と税関収入は満洲国政府の財産に移動する……」⁽³⁷⁾。

「満洲国」政府は，1932年6月25日より營口，安東，ハルピン，延吉，瑯瑯等の各海関の接収を開始した。1930年の統計では満洲の海関収入約2,400万海関両は中国の海関全体の約14%を占め⁽³⁸⁾，これが初期「満洲国」の主要財源として有望視されていた⁽³⁹⁾。ソ連側としても，「満洲国」の徴税権の一端が確立したことを見て，政権としての実体を備えたものと判断したものと考えられる。

スターリンは，1932年6月上旬にカガノヴィチ（Л. М. Каганович）政治局員に送付されたと見られる書簡の中でこう述べている。

もしわれわれが満洲国を承認すれば，中国との口論になり，否認すれば満洲国との口論になる。これが日本人の浅薄かつ狡猾な心理によるやり方だ。……日本人と満洲人を大人しくさせるために，我々は原則として同時に承認もしないし，法律的に否認もしない⁽⁴⁰⁾。

7月13日，カラハンはカガノヴィチに書簡を送付し，スラヴツキーから通知されたブラゴヴェシチェンスクに派遣する「満洲国」側の領事候補者を伝え，領事館開設の許可を求めた⁽⁴¹⁾。翌14日，「満洲国」政府は賁鴻墀を領事，吉津清を副領事に任命する辞令を発し⁽⁴²⁾，10月1日，ブラゴヴェシチェンスクのホテル内に領事館を開設した⁽⁴³⁾。

スターリンの書簡及び領事館開設の事実は，ソ連の日本，中国への対応を明確に示している。国際法的な観点から説明すれば，既存の国家は新しく成立した国家に対して，承認を宣言することで相手国の国家主権を認めるのが通常の外交慣例であり，承認の諾否は既存国の任意である。しかし，宣言を経ずに新国家を承認する「事実上の承認（de facto recognition）」が成立することがあり，その条件の一つは，新国家と既存国が領事の任命・接受に合意した場合である⁽⁴⁴⁾。この条件に立ったとき，ブラゴヴェシチェンスクへの領事

館設置は実質的な承認だと考えることは可能である。このことは、日本には「事実上の承認」のポーズを示しながら、同時に中国には不承認の態度をとり、ソ連に日中間でのトラブルを回避させるものであった。このような態度の使い分けによる「事実上の承認」が、国交回復後の中ソ関係においても軋轢の原因となった。なお、「満洲国」は、1933年2月、李垣を領事、山本七郎を副領事として、チタに第二の領事館を設置している⁽⁴⁵⁾。

ソ連領内2箇所への領事館設置は、中国側にとってもソ連が「満洲国」を承認したと認識され、憂慮を招いた。このため、1933年3月27日、顔惠慶駐ソ大使はカラハンと会見し、ソ連側の意図を質した。領事館設置の意図について、カラハンは「満洲国」内にすでに5箇所ソ連の領事館が存在するため、ソ連国内でもモスクワを含む5箇所への設置を認める意向を示した。顔はこれを遺憾とし、こうした行動は「満洲国」の実体を強化するのものと述べると、カラハンは「これらの段階は満洲国の立場を強化するという点に立脚しているのではない。我々は現在満洲に実在する政権との事実上の関係を支持する必要があるためである。[満洲には]我々の鉄道、1万人のソビエト市民、そして5箇所の領事館が存在する。そして満洲国以外に交渉相手となり、そして問題を処理できるような他の政権は存在しない」と反論した⁽⁴⁶⁾。カラハンの発言からは、「満洲国」が政権として実在する以上、自国の国民や財産を保護するために「事実上の承認」を与えたという意図が読み取れる⁽⁴⁷⁾。ソビエトが現状を追認し、中国がこの拒否を求めるという構図は、後の条約交渉においても対立の背景となっていく。

2. 中ソ不可侵条約草案における「満洲国」の位置付け

ソ連は、日本及び「満洲国」に対して懐柔策をとることで、自国の安全確保に努めていた。では、この間に中ソ間ではいかなる外交的な動きがあったのだろうか。

1924年に中華民国政府はソ連を正式に承認したが、その後の関係は悪化を辿る一方であった。1927年には、張作霖配下の警官隊がソ

連大使館を搜索する事件が、29年には中東鉄道の支配権をめぐって張学良軍と軍事衝突が発生したため、ソ連政府は中華民国政府との国交断絶を宣言した。また、国民党も1927年に上海クーデターを発動し、第一次国共合作を解消したことから、中国共産党との関係も断絶していた。しかし、満洲事変後には知識人の中で対ソ関係の復活を求める気運が日増しに強くなっていた⁽⁴⁸⁾。孫科立法院長は1932年4月24日「抗日救国綱領」を発表し、アメリカ、ソ連との提携による抗日を呼びかけた⁽⁴⁹⁾。これをきっかけとして、国民政府内部でも対ソ復交の意見が強まり、6月6日、国民党中央政治会議は、不可侵条約の締結、国交回復の実現という順序を条件として復交を決定し⁽⁵⁰⁾、軍縮会議のためにジュネーブに滞在していた顔惠慶とリトヴィノフに交渉を委ねた。通常的外交であれば、国交回復、条約締結の順で交渉を行うべきであるが、このような順序としたのは、事変後の情勢が逼迫していたためと最初に中国の条件を承認させる目的があったものと考えられる。

しかし、ソ連はこれを警戒する態度をとった。6月16日、モロトフ、カガノヴィチがスターリンに送った書簡では「南京は我々と満洲国との接近を危惧している。不可侵条約への署名による国交復活は、満洲国との関係確立を困難にする目的を持つのであろう」として、中国政府の意図を警告した⁽⁵¹⁾。このため、7月1日、ソビエト共産党は国交復活後、不可侵協定を締結するという順序を決定した⁽⁵²⁾。

7月6日、中国側はソ連に3条から成る国交復活の覚書草案を通知した。

1. 両国間の外交上、領事上の関係は当日より復活する。
2. 両国政府は問題調整のために、中国で協議にあたる代表者を6ヶ月後に指名する。
3. 両者の関係は1924年5月31日北京で締結された中東鉄道管理に関する協定、及び1924年9月20日奉天で締結された中東鉄道に関するソビエト・奉天協定により正常化される⁽⁵³⁾。

このうち、特にソ連の強い反対を呼び起こしたのは第3の条件で

あった。文中の協定とは、正確にはソ連と北京政府との「暫行管理中東鐵路協定」及びソ連と張作霖政権との「中華民國東三省自治省政府与蘇維埃社会聯邦政府之協定」を指し、両協定では中東鐵道を中ソが共同経営することを明記している⁽⁵⁴⁾。このため、この有効性を条件とした国交回復は、「満洲国」における中国の主権を認めることとなり、これにより日本の反発を招く恐れがあった。こうした状況のため、9月28日、サバーニン（А. В. Сабанин）外務人民委員部法制局主任がカラハンへ送った書簡では、「満洲についての問題を起こさないようにする、という我々の利益を考慮すれば受け入れられない」と伝えられ⁽⁵⁵⁾、これがソ連側の基本的な姿勢となり、10月5日には顔も無条件での関係回復に合意した⁽⁵⁶⁾。ソ連が提出した覚書草案にはソ連側の意見が一方的に反映されていたため、中国にとっては満足できないものであった⁽⁵⁷⁾。最終的に12月12日、国交回復はソ連の希望する形で実現した。この時発表された覚書においても、その趣旨は「友好関係の発展」を希望する中立的なものに留まり⁽⁵⁸⁾、不可侵条約交渉は翌年に持ち越された。

この間、ソ連の日本に対する融和的態度は進み、1933年5月2日、リトヴィノフは大田為吉駐ソ大使に以下の条件で中東鐵道を売却する意志のあることを通知した。このことは、5月8日付けの中国紙で報道された⁽⁵⁹⁾。同8日、中国外交部は、ソ連に「中東鐵道は中露両国が共同するものであるが、この鐵道の処置に関しては、必ず中露両国政府の同意を得なければならない」という覚書を送付した⁽⁶⁰⁾。翌9日、外交部は声明を発表し、「中露解決懸案大綱協定」の第9条第5項を根拠として以下のようにソビエトを批判した。

中東鐵道の一切の問題については、1924年の中露両国が署名した協定に従って処理すべきである。

中露両国は第三者の干渉を容認しないことを取り決めている。

この協定に反しているものは自ら無効と見做すべきであり、中国政府は絶対に承認しない⁽⁶¹⁾。

中東鐵道をめぐって中ソ関係が悪化しつつあった5月11日、中国外交部はボゴモロフ（Д. В. Богомолов）駐華大使に以下の概要の中

ソ不可侵条約草案を提出した。

第1条：中華民国とソビエト社会主義共和国連邦は相互に如何なる場合でも主権と政治的独立，統一，相互の領土の不可侵を尊重する。

第2条：締結国は互いを攻撃しない。また，その領土を侵害しない。如何なる場合においても戦争の手段または，相手国への攻撃の手段に訴えない。

第3条：両締結国が侵略の状態の下に置かれた時，他国は直接にも間接にも，紛争の間，侵略国に対し，如何なる援助 (aid) も支援 (assistance) も与えない。また，法律上でも事実上でも侵略行為によって引き起こされた如何なる状態も認めない (nor to recognize any situation brought about by such aggressive actions either de jure or de facto)。(下線部原文)

第4条：この条約において第2条，第3条で言及された内容は如何なる場合においても国際法に影響を与えない。

第5条：両締結国は相手国に対抗する，一国または複数国による敵対的な行為に参加しない。

第6条：両締結国は厳正に相手国の内政への不干渉を誓い，以下を実行する。

(1) 相手国の安定や秩序を混乱させる宣伝や煽動 (propaganda or agitation) を行わない。

(2) 大衆 (people) への煽動，または武力や説得により大衆の忠誠を動揺させる行為を慎む。

第7条：相手国の領土内において，政府の転覆，政権の交代，平和と安全への威嚇を目的とする組織の結成や行動を行わない。

第8条：両締結国は，通常的外交手段による解決ができない問題・紛争が如何なる性質を有していても，調停または平和的な手段により処理する。

第9条：この条約は5年間有効である。両締結国は期間の満了3ヶ月前に条約終了の希望を相手国に通知する。

第10条：この条約は中国語，ロシア語と英語で表記される。解

釈に異論が生じた時、英語による条文を正当と見なす。

第11条：この条約は両締結国により相互の法律に従い、速やかに南京において批准すべきである⁽⁶²⁾。

この草案で注目すべきは第3条であり、これは中東鉄道の売却、及びソ連の「満洲国」との国交樹立の阻止を意味していた⁽⁶³⁾。5月16日南京発のロイター電では、第3条について「中東鉄道の売却とソ満関係の維持を阻止する異例の(unusual)条項」と評価されている⁽⁶⁴⁾。ソビエトが他国と締結した既存の不可侵条約、中立条約と比較しても、これに類する条文は確認できず⁽⁶⁵⁾、この条約への署名は東北地区の失地回復という中国の外交目標にソ連を巻き込むことを意味していたため、中国の草案は承服できないものであった。5月15日、ボゴモロフは外交部に対して「日中の紛争に対してソ連政府は完全に不介入政策を主張する」と言明した⁽⁶⁶⁾。

中国の草案提出後も、中東鉄道をめぐって両国は激しい声明のやり取りを続けた。5月12日、リトヴィノフは売却の理由を発表した。「中国は北京条約と奉天条約に定められた通り、理事会に理事を派遣しなければならないが、すでに18ヶ月、この条件を満たしておらず、南京政府はこの条件下における道徳的権利(moral rights)を失っている。このため南京政府はソビエトのパートナーではない」⁽⁶⁷⁾。18ヶ月間理事を派遣していないという文言は、満洲事変後中国側が経営に参加していないことを意味する。しかし、既存の中ソ条約に一定期間の理事の不在を理由として、経営権を放棄しなければならないという取り決めは存在せず、これはソ連の一方的な主張と見なすべきである。

6月19日ソ連政府は以下の声明を発表した。

現在、満洲国の領土となっている東北地区が再び中華民国と統合され、中国政府の主権が認められれば、満洲政府によって購入された中東鉄道は自動的に中国政府の所属に帰すことになる。もし満洲地区の中国地区への再統合が成らず、中国の主権が永久に失われたままであるならば、ソビエト政府、または満洲国政府に帰属する中東鉄道に対して無関心でなければならな

い⁽⁶⁸⁾。

ソビエトの期待に反して、関東軍は3月熱河省を占領した。さらに関東軍は5月3日、関内作戦を開始して長城線を越えて進撃した。中国側は5月31日、関東軍との間に塘沽停戦協定を締結し停戦ラインを設定したが、これは「満洲国」と中華民国の実質的な国境線を確定する意味を持っていた⁽⁶⁹⁾。「満洲の中華民国との統合」はこの時点では実現の可能性が極めて低く、ソ連側の声明は詭弁を弄するものであった。このため、6月25日、呉南如駐モスクワ大使館参事官はソコリニコフ（Г. Я. Сокольников）外務人民委員代理と会見し、次のような覚書を手交した。

日本軍が不法に占拠した地域の偽組織は完全に日本軍が創設したものであり、並びにその統制を受けていると考える。世界各国は均しくすでにこの事実を認め、故に法律上でも事実上でも承認を与えないことを声明した。今、ソ連政府と偽『満洲国』は中東鉄道の利益の移転を協議している。このことは即ち日本の傀儡と協議を進めているに等しい。……ソ連は中東鉄道及びその付属の産業を、将来無条件で中国政府に返還する義務を本来有しているが、目下ソ連の計画は明らかにその義務を果たしていない⁽⁷⁰⁾。

中国側の抗議は既存の条約に依拠したものであったが、現在利用できる資料からはソ連政府のこの覚書に対する回答は確認できない。

中ソ間で論争が続いている間でも、日ソ間の交渉は進んでいた。5月23日、日本政府は鉄道買収を決定し、5月27日大田大使からリトヴィノフへ応諾が伝えられた。6月26日、ソ連からユレーネフ（К. К. Юренев）駐日大使、クズネツォーフ（С. И. Кузнецов）中東鉄道副理事長、「満洲国」から丁士源駐日公使、大橋忠一外交部次長、杉原千畝事務官らが参加して東京で第1回会議を開始した⁽⁷¹⁾。しかし、第3回会議においてソ連側は中東鉄道の評価額を2億5,000万ルーブル（当時の為替率で6億2,500万円に相当）としたが、「満洲国」側は5,000万円を提示したため、議論は紛糾した⁽⁷²⁾。7月から8月にかけて、満ソの代表者は、数次の会議を開催し調整に努めたが、

折り合いはつかなかった。

結局、売却交渉が成立したのは1935年のことであったが、ソ連側は日本への譲歩をはっきりと認めていた。1933年7月20日、ジョンソン (Nelson Johnson) 米国公使と北平で会見したボゴモロフは鉄道売却の意図についてこう述べた。「ソビエトの関心は鉄道利権の清算にある。なぜなら満洲北部における日本との紛糾 (difficulties) を避けたいためである」⁽⁷³⁾。この発言からも、満洲におけるソ連勢力の後退は明らかであり、中国の期待した「聯ソ制日」を裏切るものであった。

ソ連の中国に対する非協力的な態度が鮮明になる中で、ソコリニコフ外務人民委員代理は7月31日、ボゴモロフに「ソビエト政府は不可侵条約交渉の実施に原則として同意するが、中国政府によって提案された草案を基礎として見なすことはできない」という見解を送付した⁽⁷⁴⁾。

ソビエト外務人民委員部は8月31日内部でソ連側草案を審議し⁽⁷⁵⁾、修正を加えて、10月13日ボゴモロフから中国外交部に正式な提案として以下の条文が手交された。概要を示す。

第1条：もし締約国の一国が一ヶ国、または数ヶ国の第三国の侵略を受けた時、相手国は中立を保持しなければならない。

第2条：両締約国の一国は、相手国に対していかなる形式によっても侵略を行ってはならない。相手国の商品に対するボイコットを行わない。

第3条：両締約国のいずれの一国も、相手国に対して武装を目的とする組織、或いは、相手国の独立を侵害する意図を持つ組織を設立してはならない。

第4条：両締約国は全ての紛争を、平和的な手段のみを用いて調停する。

第5条：本条約の有効期間は5年とする。廃止を希望する場合、両締約国のいずれかの一国が満期より6ヶ月以内に、相手国に本条約を廃止する意思を通知しなければならない。もし双方が期日の通りに通知しなければ、本条約は自動的に2年の延長が

認められる⁽⁷⁶⁾。

中国側草案の「満洲国」の不承認を求める第3条は、ソ連側草案では削除された。これはソ連が中国側の外交目標に関心を示さなかったことを意味する。このため、条約内容は相互の不可侵と第三国との同盟を禁止するに過ぎず、中国の当初の意図を実現できないものとなった。10月24日、ボゴモロフは「中国は総じて協定への関心を示さず、緩慢さは過去になかったほどである」と外務人民委員部へ報告しており、交渉の停滞を伝えている⁽⁷⁷⁾。さらに11月12日、ボゴモロフは宋子文財政部長・行政院副院長と不可侵条約について協議した結果を報告した。この中では「中立の条文はソ連に何かを得させるが、中国には何一つ得る所はない。というのは、中国から見ればソ連を中心とする国家の集団は中国を排除しており、ソ連が中立を守れば中国は対日抗戦において無力になるに等しいからだ」という宋の発言が記録されている⁽⁷⁸⁾。この発言より中国側の条約草案への不満は明らかであり、交渉の放棄を意味するものであった。この後も、中東鉄道の売却に加えて、中国共産党への支援、及び新疆省との秘密条約等の問題をめぐって中ソ関係は悪化した。日本の脅威に対する共同での対処という目標は、中国の一方的な期待に過ぎなかったのである。

おわりに

以上、満洲事変後、中国とソ連が進めていた不可侵条約締結交渉が失敗した理由について、両国の「満洲国」への対応の差異を軸として考察した。「満洲国」の成立はソ連にとって脅威であり日本への譲歩を余儀なくされていたが、1932年4月に発生した馬占山の反乱とこれに協力した権世恩領事の行動は、背後でのソ連の支援を疑われるものであった。

これを重く見たソ連政府は「満洲国」に権領事の召還を求め、次いで自国領内への「満洲国」領事館の設置に合意することで、日本への融和的な姿勢を見せた。国際法から見て、ソ連が「満洲国」領事館の設置を認めたことは、同国に対して「事実上の承認」を与え

たとえることができる。この承認はスターリンによる決定であり、日中双方からの批判をかわず意味を持っていた。

中国にとっては事変以後に提携しうる国家はソ連しかなく、国交の回復、不可侵条約の締結により外交関係の強化を図っていた。1932年12月、国交を回復した中ソ両国は、翌年より条約締結に向けて交渉を開始した。中国がソ連に提示した条約草案には「侵略の結果を法的でも事実上でも承認しない」、即ち「満洲国」の不承認を要求する文言が明記されていた。しかし、「事実上の承認」は既成事実であったため、ソ連はこの文言を削除した草案を提示し、日中間の問題に介入しない意思を示した。中国はこうした意思表示より、ソ連との不可侵条約の締結は無意味と判断し交渉を打ち切ったと考えられる。

本論を通じて浮かび上がるのは、国際法における「満洲国」の国家としての存在及び国際的な承認の問題である。本論が対象とした1933年までに「満洲国」の承認を宣言した国家は日本のみであり、国際的に承認されていたと判断することは難しい。「満洲国」の曖昧な地位に対して領事の接受によって「事実上の承認」を与えると、いうスターリンの対応は、国際法の間隙を突くものであった⁽⁷⁹⁾。

この後も中ソ関係は対日政策、中国共産党、新疆、外モンゴル等の問題をめぐって紛糾を続け、結局不可侵条約が成立したのは盧溝橋事件発生後の1937年8月21日であった。

註

- (1) こうした見方に立った研究に下斗米伸夫「スターリン体制とソ連の対日政策 1932～33年」(近代日本研究会編『協調政策の限界』山川出版社、1989年、所収)、寺山恭輔「1930年代初頭のソ連の対日政策」(『ロシア研究』第25号、1997年)、A. Сидоров. Проблема заключения пакта о ненападении в советско-китайских отношениях (1932-1937 гг.), *Проблемы Дальнего Востока*, 2009, No.1.等が挙げられる。
- (2) 毛里和子「満州事変とコミンテルン」『国際政治』第43号、1970年。
- (3) 平井友義「ソ連の動向」日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編

- 『太平洋戦争への道』第2巻，朝日新聞社，1962年，291-340頁。
- (4) 王真『動蕩中的同盟』広西師範大学出版社，1993年，1-73頁。
 - (5) 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策』東京大学出版会，2001年，「『連ソ』問題を巡る国民政府の路線対立と『二重外交』——中・日・ソ関係の一考察：1933-34年』『北東アジア研究』第1号，2001年，17-41頁等。
 - (6) 鹿錫俊「滿洲事変期における中国の対ソ政策」『ロシア史研究』第78号，2006年，46-59頁。
 - (7) 麻田雅文『中東鉄道経営史』名古屋大学出版会，2012年。
 - (8) Haslam, Jonathan, *The Soviet Union and the Threat from the East, 1933-41*, London: Macmillan Press, 1992.
 - (9) 一又正雄「滿洲帝国の国際法上の地位」『早稲田法学』第21巻，1942年。
 - (10) *Известия*, Сентябрь, 26, 1931.
 - (11) 富田武『戦間期の日ソ関係』岩波書店，2010年，79頁。
 - (12) 同上書80頁。
 - (13) 『東京朝日新聞』1931年11月16日，朝刊。
 - (14) 『東京朝日新聞』1931年11月16日，朝刊。
 - (15) 『東京朝日新聞』1931年11月15日，号外。
 - (16) 斉藤孝「米・英・国際連盟の動向（1931-1933年）」前掲註（3）『太平洋戦争への道』第2巻，364-365頁。
 - (17) Г. Войтинский, “Захват Маньчжурии и Политика Импеалистов”, Под редакцией П. Мифа, Е. Иолк, Г. Войтинского, *Оккупация Маньчжурии и Борьба Империалистов, Сборник Статей*, Москва: Партийное Издательство, 1932, стр.3.
 - (18) В. Аварин, “Оккупация Маньчжурии и Опасность Антисоветской Интервенции”, *там же*, стр. 62-63.
 - (19) 外務省外交史料館所蔵『日ソ不可侵条約問題一件』（B.1.0.0.J/R5），平井友義「滿州事変と日ソ関係」『国際政治』第31号，1966年，106-107頁。芳澤謙吉『外交六十年』中央公論社，1990年，118-119頁。
 - (20) 前掲註（19）『日ソ不可侵条約問題一件』。
 - (21) 前掲註（19）『日ソ不可侵条約問題一件』。

- (22) 1947年7月30日、外務省における座談会での発言（前掲註（19）『日ソ不可侵条約問題一件』）。
- (23) 矢部貞治『近衛文麿』読売新聞社、1976年、215頁。
- (24) 以下に詳述する一連の事件は一定の呼称が存在しないため、筆者が便宜上設定した。
- (25) 島田俊彦「満洲事変の展開（1931-1932年）」前掲註（3）『太平洋戦争への道』第2巻、180-181頁。
- (26) 龐鎮『馬占山演義』北方文芸出版社、1985年、273頁。
- (27) 立花丈平『馬占山將軍伝』徳間書店、1990年、144-145頁。
- (28) 権世恩（1867-?）河北省出身。北京訳学館卒業、駐露公使館領事等を経て1930年駐黒河市総領事。1932年黒龍江省政府高等顧問。1934年外交部辦事（外務省情報部編『現代中華民国満洲帝国人名鑑』東亜同文会、1937年、118頁）。
- (29) А. М. Ледовский, Р. А. Мировицкая, В. С. Мясников, *Русско-Китайские отношения в XX веке.*, Т.3, Москва: Памятники исторической мысли. 2010, стр.83（以下 PKO. と略記）。
- (30) PKO., Т. 3, стр.84-85.
- (31) 『満洲日報』1932年4月19日、夕刊。日本側報道では、権世恩領事の召還を「満洲国」に求めたとされているが、中国紙では国民政府が南京への召還を決定したと報道されている（『申報』1932年4月23日）。この後、権領事がどのような処遇をされたかは明らかでない。
- (32) 『満洲日報』1932年4月19日、夕刊。
- (33) 『満洲日報』1932年4月23日、朝刊。
- (34) 『東京朝日新聞』1932年4月28日、朝刊。
- (35) 『申報』1932年5月29日。
- (36) 『東京朝日新聞』1932年5月29日、夕刊。
- (37) PKO., Т.3, стр. 93-94.
- (38) 東亜経済調査局編『満蒙政治経済提要』改造社、1932年、618頁。
- (39) 『東京朝日新聞』1932年6月26日、朝刊。
- (40) О. В. Хлевнюк, *Сталин и Каганович, Перетиска, 1931-1936 гг.* Москва: РОССПЭН, 2001, стр. 159. 正確な日付は不明だが、原資料によれば1932

年6月12日以前。

- (41) PKO., T.3, стр. 99-100.
- (42) 『満洲国政府公報』第93号, 1933年2月11日, 5-6頁。箕鴻墀(1887—?) 上海出身, 1931年哈爾濱法科大学卒業, ハルピン交渉署参事官, ブラゴヴェシチェンスク市領事等を経て, 江龍県長(『満州人名辞典』日本図書センター, 1989年, 26頁)。吉津清(1898—?) 福岡県出身, 1924年日露協会学校卒業, 国際観光局大連支部, 関東軍囑託等を経て, 外務局理事官(同書1256頁)。
- (43) 『満洲日報』1932年11月18日, 朝刊。同紙によれば, 市内に権世恩を領事とする中国領事館はなお存続しており, 二国の領事館が並立するという事態となった。
- (44) 一又正雄『国際法』酒井書店, 1972年, 61-72頁。領事に関する国際慣習では, 国交の断絶は領事館の撤廃を必ずしも伴わない。従って, 「満洲国」内にアメリカやイギリス等の領事館は引き続き存在したが, これらの国家が「事実上」でも「満洲国」を承認したとは判断できない。
- (45) 『東京朝日新聞』1933年1月29日, 朝刊。
- (46) Министерство Иностранных Дел СССР, *Документы Внешней Политики СССР*, T. 16, Москва: Издательство Политической Литературы, 1970, стр. 189-195 (以下, ДВП. と略記)。会談記録にはモスクワへの領事館設置を許可した旨のカラハンの発言があるが, この事実は確認できない。カラハンは在満のソ連国籍者を1万人と発言したが, 日本外務省の調査によれば「満洲国」には1932年末の時点で3万7千人以上のソ連国籍者が居住しており(外務省亜細亜局『満洲国及中華民国在留本邦人及外国人人口統計表(第二十五回)』1933年, 163頁), この発言は「多数の」という意味で理解すべきであろう。
- (47) 国際法の観点より見れば, 通常, 侵略によって成立した国家には正式な法律上の地位は与えられない。しかし, 侵略によってであれ現実に政権が存在する以上, 自国民の保護や領事関係の維持が必要となる場合があり, 「事実上(デ・ファクト)の承認」を与えることで法と現実の乖離を防止することが可能となる(広瀬善男『国家・政府の承認と内戦』信山社, 2005年, 上巻231頁, 下巻252頁)。カラハンの発言の背後にはこ

- うした原則が存在したと考えられる。
- (48) 例えば、曙光なる人物は「国際闘争与中俄問題」という論説で「ソビエトと中国の反目は帝国主義者の勝利である」として提携を呼びかけている（『国聞週報』第9巻第6号，1932年2月1日）。
- (49) 『大公報』1932年4月26日。
- (50) 『申報』1932年6月20日。国民党内における対ソ復交をめぐる議論は、鹿前掲註（6）論文に詳しい。
- (51) Редакционная коллегия, М. Л. Титаренко, *ВКП (б), Коминтерн и Китай: Документы, 1931-1937*, Т.4, Ч.1, Москва: РОССПЭН, 2003, стр. 165-166.
- (52) *там же*, стр.,171.
- (53) *РКО.*, Т.3, стр.113-114.
- (54) 『政府公報』1924年6月20日，第2962号 [中国第二歴史檔案館整理編輯，上海書店，1988年]，薛銜天編『中蘇国家関係史資料彙編 1917-1924年』中国社会科学出版社，1993年，318-319頁。*ДВП.*, Т.7,1963 стр.342-345, 459-465.
- (55) *РКО.*, Т.3,, стр.113-114.
- (56) 鹿錫俊前掲註（5）書，129-132頁。
- (57) 上海市檔案館訳『顏惠慶日記』第2巻，中国檔案出版社，1996年，700頁。1932年11月17日の条。
- (58) *ДВП.*, Т.15, 1969, стр.680-681. こうした内容でも，蒋介石や顧維鈞ら国民政府指導者は，中ソ国交回復が日本に対する牽制として機能することを期待していた（王正華編註『蔣中正總統檔案 事略稿本』第17巻，国史館，2005年，569頁，顧維鈞著，中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』第2巻，中華書局，1985年，98頁）。
- (59) 『申報』1933年5月8日。
- (60) 『申報』1933年5月9日。
- (61) 『申報』1933年5月10日。ボリス・スラヴィンスキー，ドミートリー・スラヴィンスキー著，加藤幸廣訳『中国革命とソ連』共同通信社，2002年，289-290頁。
- (62) 1933年5月10日，Draft of Non-Aggression Treaty between the Republic

- of China and the Union of Soviet Socialist Republics. 中央研究院近代史研究所檔案館所蔵『中蘇互不侵犯条約』(112.6/003)。
- (63) 『申報』1933年5月25日。
- (64) Department of State, *Foreign Relation of the United States*, 1933, vol.III, Far East, Washington: United States Government Printing Office, 1949, p.331 (以下, *FRUS.* と略記)。
- (65) ソ連は1925年から32年にかけて, トルコ, ドイツ, フランス等の10ヶ国と不可侵条約または中立条約を締結したが, そのいずれの条文にも当該の文言は含まれていない(外務省条約局編『「ソ」聯邦諸外国間条約集』内閣印刷局, 1939年)。
- (66) スラヴィンスキー前掲註(61)書, 274頁。
- (67) *FRUS.*, 1933, vol.III, Far East, pp.317-318. 北京条約に附属する「暫行管理中東鐵路協定」第1条及び奉天条約第1条第6項において「中国, ソ連より理事5人をそれぞれ派遣し, 10人で理事会を構成する」ことが定められている(『政府公報』1924年6月20日, 第2962号[中国第二歴史檔案館整理編輯, 上海書店, 1988年], 薛銜天編『中蘇国家関係史資料彙編1917-1924年』中国社会科学出版社, 1993年, 318頁)。
- (68) *PKO.*, T.3, стр.183-184.
- (69) 塘沽停戦協定を事実上の「国境線」とする見解は, 内田尚孝『華北事変の研究』(汲古書院, 2006年, 110頁注98)に従った。
- (70) 中華民国外交部『外交部公報』第5巻第3号, 1933年7月至9月, 附録, 241頁(中国第二歴史檔案館編, 江蘇古籍出版社, 1990年)。
- (71) 外務省外交史料館所蔵『北滿鉄道譲受交渉経過概要』(欧亚一-27)4-7頁。
- (72) 外務省外交史料館所蔵『蘇, 満間鉄道売買交渉関係(東京会議)』(F.1.9.2.5-11)。
- (73) *FRUS.*, 1933, vol.III, Far East, pp.376-377.
- (74) *ДВІІ.*, T.16, стр.474.
- (75) *PKO.*, T.3, стр.206-208.
- (76) 1933年10月10日, Draft of Non-Aggression Pact between the Union of Soviet Socialist Republics and the Republic of China. 前掲註(62)『中蘇互

不侵犯条約』(112.6/003)。

(77) *PKO.*, T.3, стр.219.

(78) *ДВП.*, T.16, стр.629.

(79) 「満洲国」以前にも、東三省や新疆省等の地方政権は、独自に領事の派遣や条約の締結といった所謂「地方外交」を展開していた(川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会, 2004年, 400-415頁。土田哲夫「1929年の中ソ紛争と『地方外交』」『東京学芸大学紀要 第3部門 社会科学』第48集, 1997年)。「地方外交」の実態や国際法上の問題については未解明の部分が多く、今後の研究の進展を待たねばならない。

(早稲田大学大学院政治学研究科・博士後期課程)